お知らせワイド

市内中小企業者等へのエネルギー価格高騰対策

令和5年度第2弾

中小企業者等重点支援助成金の交付

問合先 商工観光課商工業振興グループ(☎84-5049)

エネルギー価格等の高騰による地域経済への影響を緩和するため、事業活動において、電気、ガスおよび燃油(ガソリン、軽油、灯油および重油)を使用する市内中小企業者等に対して、助成金を交付します。

助成額 令和5年11月から令和6年2月までのいずれかの月に支払ったエネルギー経費(税抜)の合計額の 区分に応じた額 ※申請は1事業者につき1回限りです。

支払ったエネルギー経費(税抜)の合計額	助成額
10万円以上20万円未満	4万円
20万円以上30万円未満	8万円
30万円以上40万円未満	12万円
40万円以上50万円未満	16万円
50万円以上60万円未満	20万円
60万円以上70万円未満	24万円
70万円以上80万円未満	28万円
80万円以上90万円未満	32万円
90万円以上100万円未満	36万円
100万円以上	40万円

助成額の上限額を拡大しました!

- ※エネルギー経費とは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油および 重油の使用または購入に要した経費を言います。
- ※他者への販売を目的として購入 したものは対象外です。

対象者 次のすべてに該当する事業者

- (1)令和6年1月1日時点において、市内に本店、支店または営業所を有し、市内で事業を営んでおり、引き続き、事業活動を継続する意思があること
- (2)中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者もしくは同条第5項に規定する小規模企業者またはフリーランスを含む個人事業者であること
- (3)令和5年11月から令和6年2月までのいずれかの月に支払ったエネルギー経費(税抜)の合計額が10万円以上であること
- ※ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象外となります。
 - ・亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援事業または亀山市高齢者福祉サービス施設等物価 高騰対策支援事業の対象となる事業者
 - ・政治団体、宗教上の組織または団体
 - ・医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合)
 - ・助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

申請期間 1月15日(月)~3月4日(月)(当日消印有効)

※助成決定額が予算額に達した時点で、受付を終了します。

申請方法 申請書に必要事項を記入の上、提出書類を添えて、商工観光課商工業振興グループ(〒519-0195 本丸町577)へ郵送してください。

提出書類について詳しくは、商工業振興グループ(☎84-5049)へお問い合わせいただくか、 市ホームページをご覧ください。

※申請書は、本庁、関支所に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

URL https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2023121900019/ ※配達記録が確認できる簡易書留郵便等での郵送をお勧めします。